■教育課程の変更届作成の練習問題

|  |
| --- |
| 　あなたは文学部事務室の事務職員です。現在、令和元（2019）年12月です。令和2（2020）年度から日本史学科のカリキュラムを変更することとなりました。その中には教職課程に関する科目（教科に関する専門的事項に関する科目）も含まれており、免許法施行規則第21条第2項の規定に基づき、令和2（2020）年3月末までに教育課程の変更届（以下、「変更届」という。）を提出する必要があります。以下の情報に基づき、中一種免（社会）の教科及び教科の指導法に関する科目の変更届を作成してください。 |

１．今回変更となる学科の情報

・学部学科名：文学部日本史学科（変更前後で名称変更なし）

・入学定員　：75名（変更前後で定員変更なし）

・認定を受けている課程：中一種免（社会）、高一種免（地理歴史）

・認定年度：中高とも令和元年度（旧課程はいずれも平成12年度）

２．令和元（２０１９）年度入学生の中一種免（社会）の教科に関する科目の教育課程（旧課程も同じ）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 科目区分 | 授業科目名 | 配当年次 | 単位 | 履修方法 | 担当教員（　）は専任教員の所属学科 |
| 日本史・外国史 | 日本史概説 | 2年 | 4 | 必修 | 前期：A講師（日本史学科）後期：B教授（日本史学科） |
| 外国史概説 | 2年 | 4 | 必修 | 前期：C准教授（東洋史学科）後期：D講師（西洋史学科） |
| 美術史 | 2年 | 4 | 選択 | E准教授（日本史学科） |
| 日本史学特殊講義A | 3年 | 2 | 選択 | A講師（日本史学科） |
| 日本史学特殊講義B | 3年 | 2 | 選択 | F教授（日本史学科） |
| 日本政治史 | 3年 | 2 | 選択 | O講師（日本史学科） |
| 日本文化史 | 2年 | 2 | 選択 | M教授（日本史学科） |
| 日本近代法史 | 3年 | 2 | 選択 | W非常勤講師 |
| 地理学（地誌を含む。） | 人文地理学 | 2年 | 4 | 必修 | H非常勤講師 |
| 自然地理学 | 2年 | 4 | 必修 | K教授（地理学科） |
| 地誌 | 2年 | 4 | 必修 | N非常勤講師 |
| 歴史地理学 | 1年 | 2 | 選択 | X教授（日本史学科） |
| 「法律学、政治学」 | 法学概論 | 2年 | 2 | 1科目選択必修 | Q教授（法学部） |
| 政治学原論 | 2年 | 2 | R非常勤講師 |
| 「社会学、経済学」 | 社会学概論 | 1年 | 2 | 必修 | T非常勤講師 |
| 「哲学、倫理学、宗教学」 | 哲学概論 | 2年 | 2 | 1科目選択必修 | Y非常勤講師 |
| 倫理学概論 | 2年 | 2 | Z非常勤講師 |

※ここでの「必修」とは教員免許状取得のための「必修」という意味であり、卒業要件上の「必修」という意味ではない。

※「必修」＝「一般的包括的内容を含む科目」という意味で使用している。

※「日本史及び外国史」「地理学（地誌を含む。）」の授業科目は高一種免（地理歴史）とすべて共通開設している（今回の練習問題では高一種免（地理歴史）は作成しない）。

３．令和２（２０２０）年度からのカリキュラム及び担当教員の変更について

（1）「日本史概説」は1科目で日本史全域を扱ってきた。前期は原始から中世まで（日本史学科のA講師）、後期は近世から現代（日本史学科のB教授）というオムニバス方式での開講であった。

この科目を半期で完結する「日本史概説A」（配当年次・2年：前期開講）と「日本史概説B」（配当年次・2年：後期開講）の2単位科目とし、この2科目の修得でもって、日本史区分の一般的包括的内容を含む科目とする。

　この取扱いは在学する全学年（新旧課程両方とも）に適用する。変更後の担当は、「日本史概説A」を日本史学科のA講師、「日本史概説B」を日本史学科のB教授が担当する。

|  |
| --- |
| 解説：　新課程の学生に対しては令和元年度においてはまだ未開講の授業科目です。学則・履修ガイド等においては「日本史概説（4単位）」で示していたものを、令和2年度に入ると分割された「日本史概説A」「日本史概説B」となったと変更する変更届です。大学によっては学内規定等により入学時に示した授業科目名・単位を変更することはできないという場合がありますが、制度上はこのような変更を妨げる規定はないため可能です。　上記のように学年進行により開講する2年次以上の授業科目を開講する年度から変更（変更届は開講前年度に提出）することはよくあります。その場合は変更届備考欄に「全学年に適用する（＝“令和元年度以降入学より適用する”と同義）。」ということで変更届備考欄の記載により適用を遡ることができます。　本問の場合、旧課程の学生にも適用するということですでに「日本史概説（4単位）」の既修得者がいる場合はどのような取り扱いになるのかということですが、大学によっては学内規定等により入学時に示した授業科目名・単位を変更することはできないという場合はこのような変更はできません。可能とされている大学においては次のような取り扱いになります。　令和元年度までに「日本史概説（4単位）」の単位を修得した場合は、科目区分「日本史及び外国史」の日本史分野の一般的包括的内容を含む単位を修得できているため、変更後科目の「日本史概説A」「日本史概説B」の履修の必要はありません。令和元年度までに「日本史概説（4単位）」の単位未修得者については、変更後科目の「日本史概説A」「日本史概説B」の両方の単位の修得でもって、科目区分「日本史及び外国史」の日本史分野の一般的包括的内容を含む単位を修得するということになります。　つまり、旧課程の学生については、科目区分「日本史及び外国史」の日本史分野の一般的包括的内容を含む単位の修得方法が令和元年度までと令和2年度以降で異なるということを履修規程・履修ガイド等で明記する必要があります。　変更届の記載方法としては、新課程・旧課程とも廃止と新設とし、専任教員の記載については新課程のみします。 |

（2）「外国史概説」は1科目で世界史の全域を扱ってきた。前期は東洋史（東洋史学科のC准教授）、後期は西洋史（西洋史学科のD講師）というオムニバス方式での開講であった。

この科目を半期で完結する「東洋史概説」（配当年次・2年：前期開講）と「西洋史概説」（配当年次・2年：後期開講）の2単位科目とし、この2科目の修得でもって、外国史区分の一般的包括的内容を含む科目とする。

　この取扱いは在学する全学年（新旧課程両方とも）に適用する。変更後の担当は、「東洋史概説」を東洋史学科のC准教授、「西洋史概説」を西洋史学科のD講師が担当する。

|  |
| --- |
| 解説：　（1）と同様です。　変更届の記載方法としては、新課程・旧課程とも廃止と新設とし、日本史学科の専任教員ではないため、専任教員については記載はしません。 |

（3）「美術史」担当の日本史学科のE准教授が令和2（2020）年4月1日付で日本史学科教授に昇任予定。

|  |
| --- |
| 解説：　教員関係の変更ですので新課程のみの記載になります。 |

（4）「日本史学特殊講義A」を「古代史特殊講義」（配当年次・3年：前期開講）に科目名称を変更する。この取扱いは令和元（2019）年度入学生から適用する（平成30（2018）年度以前入学生は現行の科目名のまま）。引き続き、日本史学科のA講師の担当科目とする。

|  |
| --- |
| 解説：　新課程のみの科目名称の変更ですので新課程のみの記載になります。 |

（5）「日本史学特殊講義B」を「中世史特殊講義」（配当年次・3年：後期開講）に科目名称を変更する。この取扱いは令和元（2019）年度入学生から適用する（平成30（2018）年度以前入学生は現行の科目名のまま）。引き続き、日本史学科のF教授の担当科目とする。

日本史学科のF教授は、令和2（2020）年度は研究員として授業担当を免除されることとなった。令和2（2020）年度については、G非常勤講師が担当し、令和3（2021）年度以降はF教授が担当する。

|  |
| --- |
| 解説：　新課程のみの科目名称の変更ですので新課程のみの記載になります。　F教授は2020年度は授業担当をしませんが、資料本編10～12頁のQ＆A記載のとおり専任教員削除の手続きは不要となります。 |

（6）「日本政治史」担当の日本史学科のO講師は、他大学へ転出することとなった。令和2（2020）年度の担当は法学部のP講師である。

|  |
| --- |
| 解説：　教員関係の変更ですので新課程のみの記載になります。 |

（7）「日本文化史」担当の日本史学科のM教授は、令和2（2020）・令和3（2021）年度は文学部長を務めるため、授業担当から外れる。令和2（2020）・令和3（2021）年度は休講とする。なお、令和4（2022）年度以降はM教授が担当する。

|  |
| --- |
| 解説：　M教授は2020年度は授業担当をしませんが、資料本編10～12頁のQ＆A記載のとおり専任教員削除の手続きは不要となります。 |

（8）「日本近代法史」はこれまでW非常勤講師が担当してきたが、令和2（2020）年度から日本史学科のB教授が担当することになった。

|  |
| --- |
| 解説：　教員関係の変更ですので新課程のみの記載になります。 |

（9）「人文地理学」はこれまでH非常勤講師が担当してきたが、令和2（2020）年度からは隔年で担当者を変更することとした。具体的には次のとおりである。

令和2（2020）・令和4（2022）年度：J教授（日本史学科）、令和3（2021）・令和5（2023）年度：H非常勤講師

|  |
| --- |
| 解説：　教員関係の変更ですので新課程のみの記載になります。資料本編10～12頁のQ＆A記載のとおり2021年度末に専任教員削除の手続きは不要となります。 |

（10）「自然地理学」は地理学科のK教授が担当しているが、令和2（2020）年度はL非常勤講師が担当する。

|  |
| --- |
| 解説：兼担教員から兼任教員への変更ですので、届出不要です。 |

（11）「地誌」の担当はこれまでN非常勤講師が担当してきた。他大学へ転出することとなった日本史学科のO講師（日本政治史担当）の後任者として中学校の教員経験のあるⅠ准教授を日本史学科所属の専任教員として採用し、日本史学科の「地誌」と教職に関する科目（全学共通科目）の「社会科・地理歴史科教育法Ⅰ」を担当することとなった。教職センターはⅠ准教授を「社会科・地理歴史科教育法Ⅰ」（これまではAA経済学部講師が担当）の専任教員として「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を担当させることを文学部に連絡している。

|  |
| --- |
| 解説：教員関係の変更ですので新課程のみの記載になります。同一の専任教員を教科に関する専門的事項に関する科目と各教科の指導法の両方の専任教員とすることはできないため（教職課程認定基準3（7））、いずれかの科目で専任教員として扱うことになります。つまり教職の世界においては1名の教員が同一学科内で専任教員として身分と兼担教員として身分をもつということがあります。 |

（12）「歴史地理学」担当の日本史学科のX教授から病気療養のため令和2（2020）年度の休職届が提出され受理された。令和2（2020）年度については不開講（休講）とすることにした。

|  |
| --- |
| 解説：　復職後同科目を担当するという前提であれば、資料本編10～12頁のQ＆A記載のとおり専任教員削除の手続きは不要となります。 |

（13）「法学概論」（担当：法学部のQ教授）の配当年次を現行の2年次から3年次に変更する（ただし平成30（2018）年度以前入学生については2年次のままとする。）。またQ教授で1コマ全15回を担当していたが、令和2（2020）年度からは、Q教授以外にAB法学部准教授、AC非常勤講師の3名によるオムニバス方式とする。

|  |
| --- |
| 解説：　配当年次の変更、開講クラス数の変更は届出事由ではないので、何も手続きは不要です。 |

（14）「政治学原論」（担当：R非常勤講師）は全学共通科目である。そのため受講者数が多く令和2（2020）年度から2クラス開講とし、もう1クラスはS非常勤講師が担当する。

|  |
| --- |
| 解説：　（13）と同じ。 |

（15）「社会学概論」はT非常勤講師が担当しているが、令和2（2020）年度は社会学部のU講師が担当する。

|  |
| --- |
| 解説：　兼任教員から兼任教員への変更は届出事由ではないので、何も手続きは不要です。 |

（16）「経済原論」はこれまで日本史学科の科目としてはなかった。今回のカリキュラム改正では含まれていない科目であったが、新カリキュラムの時間割の都合上、「社会学概論」の履修を配当年次にて履修できない可能性が出てきた。そこで一般的包括的内容を含む科目として「経済原論」を開設することが決まった。しかし、学則変更の手続きに間に合わなかった。同一科目が経済学部経済学科で開設されており（1年次後期開講、担当：V非常勤講師）、経済学部の授業科目をあてることにした。この取扱いは在学する全学年（新旧課程両方とも）に適用する。履修方法は「社会学概論」と「経済原論」のうち1科目必修とする。

|  |
| --- |
| 解説：　他学科等開設科目を借りてくるパターンです。（1）（2）と同様に過年度の入学生に遡るパターンですのでそれが不可能な大学ではこのような変更はできませんが、可能な大学においては科目新設と履修方法の変更の手続きを行います。 |

（17）「哲学概論」（担当：Y非常勤講師）と「倫理学概論」（担当：Z非常勤講師）は隔年開講とすることにした。令和2（2020）年度は「哲学概論」の開講年度、令和3（2021）年度は「倫理学概論」の開講年度とする（以降、この順番で隔年開講）。

|  |
| --- |
| 解説：　（15）と同じ。 |